

番号：150433

国名：マラウイ

担当部署：産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第二チーム

案件名：一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト  
(コーポラティブユニオンの能力向上支援)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：コーポラティブユニオンの能力向上支援
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間：

- (1) 全体：2015年7月中旬から2015年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 0.70M/M、合計1.00M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間  
3日 21日 3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 15点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 5点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
  - ①類似業務の経験 45点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 20点
  - ③語学力 10点
  - ④その他学位、資格等 5点

(計100点)

類似業務	各種組合や企業に対する経営及び組織運営指導
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 予防接種(推奨)：特になし。ただし、黄熱病の予防接種は必須ではありませんが、黄熱感染危険国を経由して入国する場合にはイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示を求められます。

## 6. 業務の背景

マラウイでは、大分県の「一村一品運動」を参考にしてマラウイ版「一村一品運動」に取り組んでおり、2003年には政府内に一村一品(One Village One Product: OVOP)事務局を設置した。マラウイ版「一村一品運動」では、小規模農民グループ(以下「OVOPグループ」)を対象に、農林水産物を利用した加工技術の普及、品質の改善、マーケティング能力の向上を図り、製品の付加価値向上を目指してきた。

そのような中で、我が国に対して技術協力プロジェクトの要請がなされ、これを受けてJICAは2005年10月から2010年9月までの5年間、産業貿易省内のOVOP事務局をカウンターパート(C/P)機関として「マラウイ共和国一村一品運動のための制度構築と人材育成プロジェクト」を実施した。この支援を通じ、OVOP事務局を中心としたプログラム運営体制(OVOPのプロポーザル審査システム<sup>1</sup>等)が確立されるとともに、プロポーザル作成方法や食品加工技術、基礎的なビジネス知識、品質管理技術等の研修が、地方公務員および既存のOVOPグループ向けに実施されることにより、OVOP運動の理念、方法が普及された。

その後JICAは、2011年4月から2016年4月まで5年間の計画で技術協力プロジェクト「一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト」(OVOPフェーズ2)(以下、「本プロジェクト」)を開始し、先行プロジェクトで構築されたOVOPのプログラム運営体制の強化と地域社会への社会経済的インパクトを拡大すべく、技術協力を実施中である。

2003年のOVOP事務局設置から10周年が経過し、2014年12月に同事務局が作成したOVOP戦略ペーパーが国家戦略の一つとして正式に位置付けられた。同文書には、これまでOVOP事務局がOVOPグループに対して実施してきたマーケティング支援機能を委譲し、OVOPグループへの支援を強化することを目的に、新たにコーポラティブユニオン<sup>2</sup>を設立することが明記されている。現行のOVOPグループへのマーケティング支援は、OVOP事務局によるOVOPコーポラティブサポートファンド<sup>3</sup>の活動(アンテナショップの運営、輸出支援、卸売支援、新商品の開発、パッケージ・ラベリング支援等)として実施されているが、産業貿易省内の活動であるため、商品販売活動等に様々な制約がある。より合理的で持続可能な取り組みとするために、OVOPコーポラティブサポートファンドが実施している活動を、OVOPグループが共同出資して設立する共同組合に移管する計画である。

これを受けて、OVOPグループの有志が出資し、2015年2月に「マルソユニオン」の名称でコーポラティブユニオンが設立され、OVOP事務局からOVOPコーポラティブファンドの機能を引き継ぐ活動を開始している。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、OVOPコーポラティブファンド機能をOVOP事務局からマルソユニオンにスムーズにかつ速やかに移管し、活動を定着させ、マルソユニオンが自立発展的な組織となるように、C/P他<sup>4</sup>と共に両組織のパフォーマンスを分析し、現状の対応すべき課題と今後の中長期的な方向性について取り纏め、両組織の関係者やプロジェクト専門家に対して助言・指導を行う。

<sup>1</sup> 様々な生産従事者が、OVOPグループとしての承認を得るために作成し提出する申請書を、OVOP事務局が審査するプロセスや体制のこと。

<sup>2</sup> 賛同するOVOPグループが共同出資し、OVOP商品のマーケティング支援(包装資材の輸入や包装作業の一括実施、商品の販売促進や輸出支援等)を実施する組織。その後、マルソユニオンと命名された。ユニオンとしての認証を、産業貿易省コーポラティブ局から取得済み。マルソとは現地語で「技術(スキル)」の意であり、多様なスキル習得と向上を図ろうとの思いが込められている。

<sup>3</sup> 産業貿易省傘下、OVOP事務局内にある、OVOPグループのマーケティング活動を支援するための組織。

<sup>4</sup> C/Pである産業貿易省内のOVOP事務局やマルソユニオンボードメンバー等。

なお、本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握した上で、別途派遣されているチーフアドバイザー及び小規模ビジネス／業務調整専門家との密接な連携及び調整を図ることとする。具体的担当事項は次のとおりとする。

#### [コーポラティブユニオンの能力向上支援]

- (1) 国内準備期間（2015年7月初旬）
  - ① プロジェクトの報告書等各種・既存資料関連資料を収集、精査し、活動に必要な情報について把握する。
  - ② 業務実施計画書（和文、英文）を作成し、JICA 産業開発・公共政策部へ提出・説明する。
- (2) 現地派遣期間（2015年7月中下旬～8月初旬）
  - ① JICA マラウイ事務所及び C/P に対して、業務実施計画書を説明し、同計画の確認を行う。
  - ② OVOP コーポラティブファンドの現状（組織/体制/活動内容/資金繰り等）をレビューする。
    - ア. ドキュメントレビュー
    - イ. ステークホルダーへのインタビュー（プロジェクトスタッフ、OVOP コーポラティブファンド職員、OVOP 事務局スタッフ、OVOP グループ）
  - ③ マルソユニオンの現状（組織/体制/活動内容/資金繰り等）をレビューする。
    - ア. ドキュメントレビュー
    - イ. ステークホルダーへのインタビュー（プロジェクトスタッフ、OVOP コーポラティブファンド職員、OVOP 事務局スタッフ、OVOP グループ、ユニオンボードメンバー）
  - ④ パフォーマンス、課題を、業務移管に向けて整理し、分析する。
  - ⑤ パフォーマンス、課題の分析結果を踏まえ、OVOP コーポラティブファンドの機能を、マルソユニオンにスムーズに移譲・定着させる方法を検討し、C/P に対して助言・指導する。
  - ⑥ 活動成果に基づき、現地業務結果報告書を作成し、OVOP 事務局、プロジェクト専門家、JICA マラウイ事務所に提出及び報告を行う。
- (3) 帰国後整理機関（2015年8月中旬）
  - ① 専門家業務完了報告書を作成し、JICA 産業開発・公共政策部に提出及び報告を行う。

## 8. 成果品

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書  
和文 2 部（JICA 産業開発・公共政策部、JICA マラウイ事務所）  
英文 4 部（C/P 2 部、JICA 産業開発・公共政策部、JICA マラウイ事務所）
  - (2) 現地業務結果報告書  
英文 4 部（C/P 2 部、JICA 産業開発・公共政策部、JICA マラウイ事務所）
  - (3) 専門家業務完了報告書  
和文 2 部（JICA 産業開発・公共政策部、JICA マラウイ事務所）
- なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、成田⇒香港⇒南ア⇒マラウイ⇒南ア⇒香港⇒成田を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は2015年7月20日～8月9日を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地派遣期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- ・小規模ビジネス／業務調整（長期派遣専門家）

#### ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

あり

##### イ) 宿舎手配

あり

##### ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

##### エ) 通訳備上

なし

##### オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

##### カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内における執務スペース提供（ネット環境完備）

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が、JICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム（TEL:03-5226-8049）にて閲覧できます。

- ・プロジェクト中間レビュー報告書（案）
- ・プロジェクト進捗報告書、過去の専門家の報告書

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト概要（<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000677/>）
- ・プロジェクト基本情報

（<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/a478d4d27d9f7c724925785b007a18fd?OpenDocument>）

### (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談ください。

以上